

## おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

〔平成22年3月9日  
告示第17号〕

改正 平成23年3月31日告示第57号  
平成25年7月1日告示第125号  
平成27年3月31日告示第83号  
平成27年11月1日告示第212号  
平成28年3月28日告示第78号  
平成30年3月29日告示第83号  
平成31年3月29日告示第97号  
令和2年4月1日告示第131号  
令和6年4月1日告示第128号

おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成20年おおい町告示第72号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金の交付について、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号。以下「規則」という。）及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱（平成22年おおい町告示第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、地震の際の木造住宅の倒壊等による被害を軽減し、住民の安全性の確保を図るため、木造住宅の耐震性の向上に資する事業として、その所有者に対して町が必要な補助を行うことにより、木造住宅の耐震改修の促進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 木造住宅 おおい町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的構法または枠組壁工法による自ら居住するために所有する一戸建て木造住宅（併用住宅で、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものを含む。）で3階建て以下のものをいう。
- （2） 耐震診断（一般診断法） 一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づいて行う耐震診断をいう。
- （3） 診断評点 耐震診断（一般診断法）により算出される上部構造評点をいう。
- （4） 耐震改修工事 木造住宅の耐震性の向上を目的とした補強工事をいう。

- (5) 補強計画 耐震改修工事を行うための計画で、改修後の診断評点を算出したものをいう。
- (6) 耐震診断士 福井県木造住宅耐震診断士登録制度要綱の規定により、知事から登録を受けた者をいう。
- (7) 特定居室 直接外気に接する避難上有効な開口部を有する居室のうち、最低1室以上を含む範囲で、1階にあるものをいう。
- (8) 部分診断評点 部分的な耐震改修工事を行う範囲において耐震診断（一般診断法）に準じて算出される構造評点をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 補助対象となる木造住宅に居住する又は耐震改修後に居住を開始する個人所有者（ただし、特段の理由により所有者が耐震改修工事を実施できない場合は、町長が適当と認める者）
- (2) 町税の滞納がない者

2 国又は地方公共団体等の他の補助事業により補助金等が交付される者は、この要綱による補助を申請することができない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(補助対象となる住宅)

第5条 補助の対象となる木造住宅は、おおい町木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱（平成20年おおい町告示第48号）等に基づく耐震診断を行い、診断評点が1.0未満のものとする。

(補助対象となる耐震改修工事)

第6条 補助の対象となる耐震改修工事は、改修後の診断評点が改修前の診断評点を上回り、かつ、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 住宅全体の耐震改修工事で、改修後の診断評点が1.0以上となるもの又はこれと同等以上の耐震性能を有するもの
- (2) (1)による耐震改修工事の実施が困難な場合で、改修後の診断評点が0.7以上となるもの
- (3) 特定居室を対象とした部分的な耐震改修工事で、以下の要件を満たすもの
  - ア 改修後の部分診断評点が1.5以上となるもの
  - イ 特定居室に影響のある基礎及び床の仕様が、一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている仕様Ⅰ又は仕様Ⅱを満たすもの（改修後に仕様を満たすものを含む。）
  - ウ 建物全体の1階の評点が0.4以上となるよう努めること。

2 前項第1号及び第2号の改修後の診断評点並びに第3号の改修後の部分診断評点は、耐震診断士が行った補強計画によるものとし、その内容について、一般社団法人 福井

県建築士事務所協会の審査を受けたものとする。

- 3 第1項各号の耐震改修工事は、耐震診断士が工事監理を行い、前項の改修後の診断評点とおりの耐震性能があることを、工事完了後に耐震診断士が証明するものとする。

(補助金の額)

第7条 耐震改修に対する補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第6条第1項第1号及び第2号の耐震改修工事 耐震改修に要する費用(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、150万円を限度とする。)とする。

- (2) 第6条第1項第3号の耐震改修工事 耐震改修に要する費用(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、150万円を限度とする。)とする。

- 2 前項に規定する耐震改修に要する費用は、耐震改修工事に要する費用とする。

(申込書の審査)

第8条 この補助金を受けようとする者(以下「対象者」という。)は、おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、選定結果をおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金選定結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 3 対象者は、前項の通知がある前に耐震改修工事に着手してはならない。

(変更および辞退)

第9条 前条第2項の通知を受けた対象者が、申込みの内容を変更する場合は、おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- 3 前条第2項の通知を受けた対象者が、申込みを辞退する場合は、速やかにおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金辞退届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(工事の期間)

第10条 対象者は、町長が別に通知する日までに耐震改修工事を完了しなければならない。

(工事の完了及び補助金の交付申請等)

第11条 対象者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかにおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、審査を行い、第6条の耐震改修工事に適合

すると認めるときは、規則第4条第1項の規定により、その額を毎年度予算の範囲内で決定し、規則第5条第1項の規定により通知するものとする。

(調査等)

第12条 町長は、この要綱に基づく耐震改修工事等に関して必要な調査を行うことができる。

(交付の取消し)

第13条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第2項の選定、又は第11条第2項の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込みや申請、その他の不正行為によって、選定や交付決定を受けたとき。

(2) その他、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第15条 対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第16条 町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日までに、改正前のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成23年3月31日告示第57号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に、改正前のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示による改正後の

おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年7月1日告示第125号）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成27年3月31日告示第83号）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成27年11月1日告示第212号）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月28日告示第78号）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成30年3月29日告示第83号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第97号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第131号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第128号）  
（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後のおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

年 月 日

おおい町長 様

申込者 〒 -

(住所)

ふりがな  
(氏名) ⑩

(電話) - -

おおい町 木造住宅耐震改修促進事業補助金 申込書

標記事業補助金を受けたいので、おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、標記事業補助金を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

|                       |     |    |  |      |
|-----------------------|-----|----|--|------|
| 木造住宅の所在地              |     |    |  |      |
| 補強計画の方針<br>(いずれかを選択)  |     |    | <input type="checkbox"/> ① [住宅全体の耐震改修] 診断評点を 1.0 以上にする。<br><input type="checkbox"/> ② [住宅全体の耐震改修] 診断評点を 0.7 以上にする。<br><input type="checkbox"/> ③ [特定居室の部分的な耐震改修] 部分診断評点を 1.5 以上にする。<br><small>②③を選択した場合は、所得税控除等の税法上の優遇措置は、受けることができません。</small> |      |
| 診断評点                  | 改修前 | 2階 | X 方向   | Y 方向 |
|                       |     | 1階 |  |      |
|                       | 改修後 | 2階 |  |      |
|                       |     | 1階 |  |      |
| 部分診断評点<br>(③の場合のみ)    | 改修後 | 1階 |  |      |
| 補助金申込額                |     |    | 円  |      |
| 耐震改修工事の開始予定日          |     |    | 年 月 日  |      |
| 耐震改修工事の完了予定日          |     |    | 年 月 日  |      |
| 耐震設計等に対する<br>他の補助金の利用 |     |    | <input type="checkbox"/> 利用している（補助金名： ）<br><small>※利用した補助金によっては本補助金を受けられない場合があります。</small><br><input type="checkbox"/> 利用していない   |      |

《添付書類》

- ①耐震改修工事実施計画書（様式第1-2号）
- ②図面（附近見取図、配置図、改修前後の平面図、その他改修工事の内容がわかる図面）
- ③改修前の耐震診断報告書等の写し
- ④改修後の診断評点を確認できる書類
- ⑤見積書等の写し（耐震改修に要する費用が区分されているもの）
- ⑥住宅の所有者および建築年月を確認できる書類
- ⑦同意書（様式第1-3号）
- ⑧納税証明書

## 耐震改修工事 実施計画書

## 1 耐震改修工事を行う住宅の概要

|      |  |                    |                    |
|------|--|--------------------|--------------------|
| 所有者  |  |                    |                    |
| 所在地  |  |                    |                    |
| 工 法  | 1 在来軸組工法                                 | 2 伝統的構法            | 3 枠組壁工法            |
| 延床面積 | 1階: m <sup>2</sup><br>合計: m <sup>2</sup> | 2階: m <sup>2</sup> | 3階: m <sup>2</sup> |
| 建築年月 | 年 月                                      |                    |                    |

## 2 改修前の診断評点

|                    |                  |                           |                |
|--------------------|------------------|---------------------------|----------------|
| 耐震診断実施年度           |                  | 耐震診断士派遣決定通知書の<br>番号および年月日 | 〇〇第 号<br>年 月 日 |
| 担当耐震診断士            | 耐震診断士登録番号<br>氏 名 |                           |                |
| 耐震診断による<br>診断評点 ※1 |                  | X方向                       | Y方向            |
|                    | 3階               |                           |                |
|                    | 2階               |                           |                |
|                    | 1階               |                           |                |

※1 上部構造評点の最小値を、補助金申込書の「改修前の診断評点」として記入してください。

## 3 改修後の診断評点

|                      |  |     |     |
|----------------------|--|-----|-----|
| 補強計画を作成した耐震診断士       | 耐震診断士登録番号<br>氏 名   |     |     |
| 補強計画の方針<br>(いずれかを選択) | <input type="checkbox"/> ① [住宅全体の耐震改修] 診断評点を1.0以上にする。<br><input type="checkbox"/> ② [住宅全体の耐震改修] 診断評点を0.7以上にする。 ※3<br><input type="checkbox"/> ③ [特定居室の部分的な耐震改修] 部分診断評点を1.5以上にする。 |     |     |
| 補強計画による<br>診断評点 ※2   |  | X方向 | Y方向 |
|                      | 3階   |     |     |
|                      | 2階   |     |     |
|                      | 1階   |     |     |
| 補強計画による<br>部分診断評点    | 1階   |     |     |

※2 上部構造評点の最小値を、補助金申込書の「改修後の診断評点」として記入してください。

※3 ②③を選択した場合は、所得税控除等の税制上の優遇措置を受けられません。

## 4 補助金額の算出

|            |     |                           |     |       |
|------------|-----|---------------------------|-----|-------|
|            | 金 額 | 内 訳                       |     |       |
|            |     | 工事費                       | 設計費 | 工事監理費 |
| 総 費 用      | 円   | 円                         | 円   | 円     |
| 耐震改修に要する費用 | 円   | 円                         | 円   | 円     |
| 補助金の額 ※4   | 円   | (補助金の額は千円未満を切捨て記入してください。) |     |       |

※4 補助金の額は、要綱第7条第1項各号の規定に基づき算出し、千円未満を切り捨て記入してください。



同 意 書

おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請にあたり、おおい町に提供した個人情報については、おおい町木造住宅耐震改修促進事業実施要綱第16条に基づき、申請に係る事務処理に利用する他、アンケート等の調査に利用することに同意します。

また、同一の補助対象に対し、他の補助金を受けていないかを調査するために、利用又は国及び福井県へ提供することに同意します。

年 月 日

おおい町長

様

住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_ 印

（住所）

（氏名） 様

おおい町長

おおい町 木造住宅耐震改修促進事業補助金 選定結果通知書

先に提出のあった、標記事業補助金の申込みについて、下記のとおり選定を行いましたので、おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 選定結果 (1) 対象とする。
- (2) 対象外とする。

2 耐震改修工事の完了期限 年 月 日

《注意事項》

- (1) 申込みの内容に変更が生じた場合は、速やかにおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更申請書(様式第3号)を提出してください。
- (2) 耐震改修工事の完了後は、速やかにおおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書(様式第6号)を提出してください。

年 月 日

おおい町長

様

住 所

氏 名

印

電話番号

おおい町 木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更申請書

先に通知を受けた標記事業補助金について、申込みの内容を変更したいので、おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、計画変更申請書を下記のとおり提出します。

記

1 選定結果通知年月日および番号

年 月 日 第 号

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

(1) 変更後の耐震改修実施計画書（様式第1-2号）

(2) 変更に係る関係書類※1

※1 申込書（様式第1号）の添付書類のうち、変更のある書類

第 号  
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

おおい町長

おおい町 木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更承認通知書

先に提出のあった、標記事業補助金の計画変更申請について、下記のとおり承認したので、おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 選定結果通知年月日および番号

年 月 日 第 号

2 変更の内容

年 月 日

おおい町長

様

住 所

氏 名

印

電話番号

おおい町 木造住宅耐震改修促進事業補助金 辞退届

先に通知を受けた標記事業補助金を辞退したいので、おおい町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、辞退届を下記のとおり提出します。

記

1 選定結果通知年月日および番号

年 月 日 第 号

2 辞退の理由

年 月 日

おおい町長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

印

おおい町 木造住宅耐震改修促進事業補助金 交付申請書

年 月 日付け 第 号で選定結果通知を受けた標記事業について、補助金の交付を受けたいので、おおい町補助金等交付規則第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の経費

耐震改修に要する費用 金 円  
補助金交付申請額 金 円

2 実施した補助事業

|                      |     |    |  |      |
|----------------------|-----|----|--|------|
| 木造住宅の所在地             |     |    |  |      |
| 補強計画の方針<br>(いずれかを選択) |     |    | <input type="checkbox"/> ① [住宅全体の耐震改修] 診断評点を 1.0 以上にする。<br><input type="checkbox"/> ② [住宅全体の耐震改修] 診断評点を 0.7 以上にする。<br><small>※所得税控除等の税制上の優遇措置は、受けられません。</small><br><input type="checkbox"/> ③ [特定居室の部分的な耐震改修] 部分診断評点を 1.5 以上にする。 |      |
| 診断評点                 | 改修前 | 2階 | X 方向   | Y 方向 |
|                      |     | 1階 |  |      |
|                      | 改修後 | 2階 |  |      |
|                      |     | 1階 |  |      |
| 部分診断評点<br>(③の場合のみ)   | 改修後 | 1階 |  |      |
| 補助金申込額               |     |    | 円  |      |
| 耐震改修工事の開始予定日         |     |    | 年 月 日  |      |
| 耐震改修工事の完了予定日         |     |    | 年 月 日  |      |

3 添付書類

- (1) 耐震改修工事完了報告書（様式第6-2号）
- (2) 図面（申込時と同じ場合は不要）
- (3) 工事請負契約書、委託契約書等の写し
- (4) 上記(3)の領収書の写し
- (5) 写真（全景および耐震改修を行った部位ごとの着工前、工事中、完成時の写真）
- (6) 申込時点で当該住宅に居住していなかった場合は、住民票の写し(居住開始の確認)

## 耐震改修工事 完了報告書

## 1 耐震改修工事を行った住宅の概要

|      |          |                |         |                |     |                |
|------|----------|----------------|---------|----------------|-----|----------------|
| 所有者  |          |                |         |                |     |                |
| 所在地  |          |                |         |                |     |                |
| 工法   | 1 在来軸組工法 | 2 伝統的構法        | 3 枠組壁工法 |                |     |                |
| 延床面積 | 1階:      | m <sup>2</sup> | 2階:     | m <sup>2</sup> | 3階: | m <sup>2</sup> |
|      | 合計:      | m <sup>2</sup> |         |                |     |                |
| 建築年月 | 年 月      |                |         |                |     |                |

## 2 改修後の診断評点

|                      |   |     |     |
|----------------------|---|-----|-----|
| 補強計画を作成した耐震診断士       | 耐震診断士登録番号   |     |     |
|                      | 氏名  |     |     |
| 補強計画の方針<br>(いずれかを選択) | <input type="checkbox"/> ① [住宅全体の耐震改修] 診断評点を1.0以上にする。<br><input type="checkbox"/> ② [住宅全体の耐震改修] 診断評点を0.7以上にする。※1<br><input type="checkbox"/> ③ [特定居室の部分的な耐震改修] 部分診断評点を1.5以上にする。 |     |     |
| 補強計画による<br>診断評点 ※2   |   | X方向 | Y方向 |
|                      | 3階  |     |     |
|                      | 2階  |     |     |
|                      | 1階  |     |     |
| 補強計画による<br>部分診断評点 ※3 | 1階  |     |     |

※1 ②を選択した場合は、所得税控除等の税制上の優遇措置を受けられません。

※2及び※3については、上部構造評点の最小値である補助金申込書の「改修後の診断評点」を記入してください。

## 3 補助金額の算出

|            | 金額 | 内訳                        |     |       |
|------------|----|---------------------------|-----|-------|
|            |    | 工事費                       | 設計費 | 工事監理費 |
| 総費用        | 円  | 円                         | 円   | 円     |
| 耐震改修に要する費用 | 円  | 円                         | 円   | 円     |
| 補助金の額 ※4   | 円  | (補助金の額は千円未満を切捨て記入してください。) |     |       |

※4 補助金の額は、要綱第6条第1項各号の規定に基づき算出し記入下さい。

## 4 耐震性能の確認

本件の耐震改修工事は、上記「2 改修後の診断評点」とおりの耐震性能があることを証明します。

|       |   |         |           |
|-------|---|---------|-----------|
| 工事監理者 | 耐震診断士登録番号                                 |         |           |
|       | 氏名 <span style="float: right;">(印)</span> |         |           |
|       | 建築士資格                                     | ( )建築士  | ( )登録 第 号 |
|       | 建築士事務所名                                   |         |           |
|       | 建築士事務所登録番号                                | ( )知事登録 | 第 号       |